



## 平成9年商業統計調査が行われます（6月1日現在）

### ●調査の目的と役割

商業統計調査は、我が国の商店の販売活動の実態や分布状況および商品の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的とした、我が国の商業に関する国勢調査ともいふべき重要な統計調査です。

### ●調査の対象

我が国のすべての卸売・小売業の商店を対象としています。

### ●調査の方法

調査員が担当地域のすべての商店を訪問し、商業調査票を配布して、6月1日現在の状況を記入していただくよう依頼します。

後日再度各商店を訪問して記入済の調査票を回収します。

※「秘密」は守られます。

調査された事項は、統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に使うことはありません。お忙しいところ誠にお手数ですが、御協力くださるようよろしくお願いします。

問い合わせ 産業課 農政商工係 ☎(293)1234



情報



納税

固定資産税(1期)

6月2日(月)まで

役場 293-1234

平成9年度保母試験  
準備講習会があります

- とき 7月14日(月)から26日(土)までの12日間(ただし、7月20日(日)は休講)
- ところ 第一経済大学記念厚生会館(太宰府市五条3丁目10-25)
- 受講料 全科目=1万3千円、4日以上=1万円、3日以内=8千円、テキスト代6千5百円
- 講座内容 保母試験科目全般
- 申込み 6月16日(月)から27日(金)までに福岡県保育所連盟 ☎092(582)7955へ(申込用紙は役場福祉課福祉係にあります)

ひとのうごき

平成9年4月末日現在( )は前月比

世帯数 6,137(+4)

人口 19,665(+20)

- 男… 9,354 ●女… 10,311
- 転入… 119 ●転出… 109
- 出生… 16 ●死亡… 6

6月は児童手当  
現況届提出の月です

●届け出

▽現況届  
現在、児童手当の支給を受けている人は6月中に「児童手当現況届」を福祉課福祉係へ提出してください。この手続きをしないと引き続き支給できる資格があっても6月分からの手当が受けられなくなります。

▽認定請求

受給資格があるのに未請求の人は認定請求書を提出してください。

●受給資格

3歳未満の児童を養育していること。

※自分の子どもでなくても監護し、一定の生計関係があれば支給を受けることができます。ただし、前年の所得額が一定額以上の場合は支給されません。

●支給金額 第一子・二子は月額

五千円、第三子以降は月額一万円です。

●申込み 6月27日(金)までに福祉課福祉係へ(現況届の用紙は対象者に送付します。)なお、平成8年1月1日以後に転入された人は、前住所地の児童手当用所得証明書が必要です。

税務職員募集

(高校卒業程度)

福岡国税局では、税務職員を募集しています。

●受験資格 昭和52年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた人

●受付期間 6月25日～7月2日

●試験日 9月7日

●採用予定人員 九州地区で約五十人

※申込みなど詳細は、福岡国税局人事第二課 ☎092(411)0031 または若松税務署 ☎(761)2536 にお問い合わせください。

福祉キャンプに  
参加しませんか

(1)海のキャンブ

●とき 7月29日(火)～8月1日(金) 三泊四日

●ところ 福岡県立少年自然の家「玄海の家」(宗像郡玄海町大字神湊字新川先)

●対象 県内の小学校3年生から中学校3年生までの在宅肢体不自由児

●定員 五十人

●進行性筋萎縮症児のキャンブ

●とき 8月9日(土)～10日(日) 一泊二日

●ところ 国民宿舎 千石荘(福岡市早良区大字石釜)

●対象 県内の進行性筋萎縮症児および保護者

●定員 三十人

(3)山のキャンブ

●とき 8月25日(月)～27日(水) 二泊三日

●ところ やすらぎ荘(朝倉郡夜須町大字三ヶ山)

●対象 県内の小学校3年生から中学校3年生までの在宅肢体不自由児

●定員 三十人

※海・山のキャンブは、高校生でも状況によって参加可能なこともあります。

●申込期間 5月28日(水)まで

●問い合わせ 福岡県肢体不自由児協会 ☎092(584)5723 または県障害福祉課内 ☎092(651)1111 内線2775

※なお、申込用紙は役場の福祉課にもあります。

友情タオル・ハンカチ  
の頒布を行います

手足の不自由な子どもたちの福祉向上にご協力をお願いします。

●申込み・問い合わせ 福岡県肢体不自由協会 春日市原町三丁目一七 ☎092(584)目

痴漢事故防止に  
ご協力ください

最近町内で小学生などの子どもたちが昼夜を問わず痴漢行為に遇うという事故が発生しています。

町教育委員会や遠賀町青少年問題協議会(青少年補導員)では、安全指導PRや巡視の強化など痴漢事故防止に努めておりますが、事故防止には保護者や地域の皆さんの協力がなによりも大切です。

保護者の皆さんは家庭での安全指導について配慮をお願いします。また、地域の皆さんも子どもたちの登下校時や遊戯中などには、目を配っていただき痴漢事故防止にご協力をお願いします。

## 消費生活に関する苦情や相談は くらしのアドバイザーへ

くらしのアドバイザーは消費生活上の苦情や相談に応じ、問題の解決のお手伝いや適切な情報の提供を行っています。遠賀町にも3人のアドバイザーがいらっしゃいますのでお気軽にご相談ください。

### ▼取り扱う相談の内容

- ①消費生活上の知識や技術などについての相談
  - ②買い物相談…商品やサービスを適切に選択するための相談や情報の提供
  - ③苦情相談…商品やサービスが一般に期待されている品質、機能などよりも劣り損失を受けた場合のあっせんなど
- ※アドバイザーの取り扱う苦情は消費生活に関する具体的なものに限られています。例えば生活に関するものであっても公害・交通・清掃・上下水道などは取扱いません。

●問い合わせ 産業課 農政商工係 ☎(293)1234



工藤久美子さん(浅木)  
☎(293)3536



井口 玉恵さん(鬼津)  
☎(293)0281



高崎ツネ子さん(尾崎)  
☎(293)0363

## わんぱく教室が あります

(テーマに身近な物を使って遊ぼう!)

- とき 6月10日(火) 午前10時～11時30分(受付は午前9時30分～10時)
- 対象 生後4か月児～就学前の乳幼児
- ところ 遠賀コミュニティセンター
- 内容 保母さんとの遊び、育児交流、言語訓練士による言葉の相談(予約制)
- 持ってくるもの 水筒、おしぼ

## 4か月児健康診査が あります

- とき 6月13日(金) 午後1時10分～1時40分受付
- 対象 生後4か月～5か月児(平成9年1月から2月生まれの乳児)
- 料金 無料
- その他 動きやすい服装で参加してください
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

り、折り紙、はさみ、のり、ペーパー、トイレットペーパーの芯

## 妊婦相談が あります

- とき 6月2日(月) 午後1時30分～3時30分(受付は午後1時20分～1時30分)
- ところ 遠賀町役場
- 内容 母子健康手帳の交付、産前・産後の知識、妊婦体操とお産の補助動作
- 持ってくるもの 印鑑(当日母子健康手帳を受け取る人)
- 料金 無料
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

## ツベルクリン反応 検査とBCCG予防 接種があります

- とき ▽ツベルクリン反応検査 6月4日(水) ▽BCCG予防接種 6月6日(金) (受付は午後1時10分～1時30分/接種は午後1時30分～)
- ところ 遠賀町中央公民館
- 対象 3か月～48か月未満児

## ママシにご注意!

暖かい季節が近づき、湿度も高くなるとやぶの中からママシが出てきます。もしかまれてしまったら早急に救急車を呼びましょう。ママシの血清がある病院は次のとおりです。

- 福岡県立遠賀病院 ☎(282)0181
- 中間市立病院 ☎(245)0981
- 町立芦屋中央病院 ☎(222)2931

## 平成9年度調理師 試験があります

- とき 7月31日(木)
- ところ (福岡市) 福岡大学 高宮校舎、(北九州市) 北九州大学
- 受験資格 施設又は営業で二年

## お誕生日おめでとう

あらきゆうま  
**荒木裕真**ちゃん(遠賀川)  
平成8年5月15日生まれ



### ママからのメッセージ

甘えん坊の裕真君。毎日、美優姉ちゃんに鍛えられて、たくましく成長しています。いつまでも、姉弟仲良くね。どうか、元気に成長していつてね。

## 歯の健康法フェスタ が開催されます

- 6月4日からは歯の衛生週間です。子供の頭、体、そして心の成長発育に、噛むことがどのように関わっているのかを親と一緒に勉強していきます。
- とき 6月7日(土) 午後1時30分～3時
- ところ 中間市保健センター
- 内容 ▽親と子のよい歯コンクール▽講演「明るく賢くすこやかに噛まない子はダメになる」▽子供向けの歯科保健指導など
- 問い合わせ 遠賀歯科医師会 ☎(245)8900

以上調理の業務に従事した人  
●願書受付期間 平成9年6月2日(月)～6月6日(金)(時間:午前9時～午後5時)
- 願書提出先 住所地又は就業地を管轄する保健所
- 受験手数料 六千五百円
- 問い合わせ 遠賀保健所保健課 ☎(201)4161

# 国保年金係からのお知らせ

6月1日から更新手続受付

## 住民税非課税世帯の人は手続きを

国民健康保険や老人医療で入院している人には、入院中の1日にかかる食事代のうち760円を皆さんに負担していただき、残りを国保や老人医療が負担しています。しかし、住民税が非課税である世帯の人などは、負担する額が右図のとおり減額されますので手続きをしてください。手続きをされずと減額認定証を交付します。また、入院が90日を超える場合には、さらに減額されますので、再度申請をしてください。

- 手続きに必要なもの 健康保険証、老人医療受給者証（老人医療に該当する人のみ）、印鑑、領収書など入院日数の確認できる書類（入院日数が90日を超える人のみ）
- 問い合わせ 役場住民課国保年金係

入院時の1日の食事代の標準負担額	一般	760円
	住民税非課税世帯等	
	90日までの入院	650円
	90日を超える入院	500円
	住民税非課税世帯等老齢福祉年金受給権者	300円

## 平成9年度遠賀・中間地区老人大学院の第一回公開講座があります

遠賀町では本年度、遠賀・中間地区老人大学院講座を開催していますが、その中の教養コースの講演を広く町民の皆さんに公開します。

- とき 6月10日（火）午前10時～正午
- ところ 遠賀町中央公民館（大ホール）
- テーマ 「高齢者の健康管理」
- 講師 九州女子大学教授・健康

教育研究センター所長 中島幸一氏

- 入場無料
- 問い合わせ 遠賀町中央公民館 ☎(293) 1355

## ご存じですか！ 自動車事故被害者 援護制度

自動車事故対策センターでは、保護者が自動車事故で死亡、または重度の後遺障害者（自賠法3級以上）となった被害者の家庭の遺児などの健全な育成を図るため、育成資金の無利子貸付を行っています。

ます。

- 貸付対象者 0歳から中学校卒業までの児童
- 貸付金 一時金 十五万二千円、月額 一万九千円 入学支度金 四万三千円
- 貸付期間 貸付決定月から中学校卒業の月まで
- 返済方法 二十年以内の均等払い（高校・大学への進学者はその間返還猶予）

## 重度後遺障害者への介護料支給

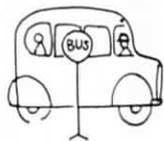
- 貸付対象者 脳損傷者・脊髄損傷者（交通事故によるもの）
- 介護料 月額四千元（自宅介護は二千元）

- 申込み・問い合わせ 自動車事故対策センター福岡主管支所 ☎092(451)7751

## 庁用マイクロバス 運転手募集

平成9年度に庁用マイクロバス（29人乗り）を購入いたしました。その運転手を募集（登録制で三人程度）いたします。大型一種の免許をお持ちで、希望される人は役場総務課管財係まで申し込んでください。

- 受付期間 6月2日～6月13日 ☎(293) 1234



## ご存じですか？

第3号被保険者（サラリーマンの奥様方へ）

## こんなとき国民年金の種別の変更・届出が必要です

- 奥さん自身に異動があった場合
  - ①会社等に勤めていた方が退職や結婚などでサラリーマン家庭の専業主婦（被扶養配偶者）となったとき
  - ②パート収入が年間130万円以上になったとき
  - ③専業主婦だった方が60歳前に厚生年金に加入している会社に就職したとき
- 夫に異動があった場合
  - ①夫が就職して被扶養配偶者になったとき
  - ②夫が退職して被扶養配偶者でなくなったとき
  - ③夫が厚生年金に加入している会社から転職して、共済組合に変わったとき、または船員保険と一般の厚生年金保険との間で加入する制度が変わったとき

## 国民健康保険情報

### 「ご存じですか」

### 「高額療養費の支給」

医療費の自己負担が一定額を超えると、超えた分が戻ってくるという話を耳にしたことがあると思いますが、これを「高額療養費の支給」といいます。支給を受けるには申請が必要です。

### 次のような場合に支給が受けられます

- 一、同じ人が同じ月内に一つの医療機関で①六万三千六百円（住民税非課税世帯は②三万五千四百円）以上の自己負担金（かかった医療費の三割または二割）を支払った場合。
- 二、一つの世帯で二人（または二回）以上が病気やけがで同じ月内にそれぞれ医療費として三万円（住民税非課税世帯は二万二千元）以上の自己負担金を支払い、それ

### 支給の申請をお忘れなく

高額療養費の支給を受けるには申請が必要です。支払った医療費の領収書、保険証、印鑑をお持ちのうえ、国保年金係で申請をしてください。支給を銀行など金融機関の口座振込で受けたい人は、口座番号（世帯主のものに限る）を控えて来てください。

- ※問い合わせ 国保年金係